

昭和二十四年五月二十三日

次官

案

年月日

次官

内閣官房次長宛

國庫支給地方職員日本國庫補助地方廳職員の人事
整理につき

各官署より多大を以て改組し合併する事並びに標準の評議つゝて、官省
開設移管の如きは必ず以て人材の整備を重視する所である。整理の特徴

は、該職員の入出で、別冊等の回答記入する所から、よりして改取
計の歸りたい。

(別冊二部添付スシ)

丙第八四三號

昭和二十四年五月二十六日

厚生次官

内相官房次長職

國庫貿易地方職員及び國庫補助地方職員
の人員整理について

發目第五〇五號をもつて御照會のあつた標記の件について、當省
關係職員についてはそれぞれ特務事務があり整理の特例を認めら
れたく別冊の通り回答致しますから、よろしく御取計い願いたい。

303

昭和二十四年五月十八日

次官

人事課長

事務官

五年八月 日 答

課長

國庫負担地方職員及び國庫用補助地方職員(事業費支年職員を含む)の人員整理について
政府の行う行政整理は即應して各地方公團團体に於ける政府の
例に準じ、原則として現業職員二割非現業職員三割の人員整

理を行ふものと思料せらるるので國庫負担及び國庫補助地方職員につきもこれを基準によつて措置を立案することとなつた
がこれら地方職員につきの整理の特例等につきの意見を
内閣官房次長より照会があつたので左記に依り折返し
ご回答致いたい。
貴局所管の標記職員につき

記

- 一 三割、二割の原則は従うものについては、その旨記載の上記に伴う予算
措置の説明及び予算書の字を添付されたい。
- 二 一の例外を認められたものにつき、其の詳細なる理由とともに、並び
予算措置の説明及び予算書の字を添附されたい。
- 三 以上一及二は左の様式によつて整理並びに整理後における該職員
の項目別に且つ更員とする他の職員別に記載されたい。

註 不算移書の説明及び予算書等は別紙と不外だ。

(名三部)

卷之三

昭和二十四年五月

X
8

內閣官房次長

トス年齢員を含むの人員整理について

政府の行う行政整理に即應して各地方公共團體に於て之員整理を行ひ、その整理率も府道省縣にあつては政府の例に準じて原則として現業職員ニ割 非現業職員三割とすることが適當であると想將せり。然るべく、右に自述し、貴省の府、國庫負担より國庫補助地方職員について記述す。本月~~廿~~日までに整理序官房自治

該宛ニ御御回報額の度く、同旨まで不御回報の事は、原則通り三割、二割の整理を行うものとして當方にお詫び措置し、立案下ろかし余りため早急に之る。

一、三割、二割の原則に従うものについては、その旨記載の上に並
て予算措置の説明とともに予算書写を添附と求める。
二、一方削除を至すものについては、その詳細なる理由とともに、二点に併せて予
算措置の説明及び予算書の写を添附せしむ。

三以上一、二は左の様式により整理され、その整理後は、
藏員を項目別に且つ表員と共に他の蔵員昇級の記載が
表、又省へ序へ

二 算指圖人數前後各一章書寫日記、紙之多甚。

東坡先生集

以上の各職員は、いづれも法律その他の規則に基く事務遂行上必要最大限の職員数に止まるものであるが、二千四年度当初予算においても一應予算額の一五%減となつたものにては補正予算によりて單額の引上復活を關係當局と交渉中であるので、職員数の整理は行われないよう承認願ひたい。

衛発第七大号 昭和二十四年五月十九日

大臣官房人事課長殿 公衆衛生局長

國庫員地方職員及公團庫、補助地方職員
(本業者と不職員を含む)の人員整理りうそ

昭和二十四年五月十八日丙午七九二年三月以降の照合の標記の件を局内係地方職員につきは、夫々別紙事由によつて
例も視めらるゝようよろしく仰取計へ難いといふ。

公衆衛生局

本生省

職員之正分		二十四年度最初生數		整理生數		整理後生數		備考	
食品衛生監視員	員	二六七	更員	七	員	二六七	更員	七	員
農業改良事務員	五	五	員	五	員	五	員	五	員
衛生監視員	一五〇	一五〇	員	一五〇	員	一五〇	員	一五〇	員
畜產改良員	四六	四六	員	四六	員	四六	員	四六	員
病院給食科	六六	六六	員	六六	員	六六	員	六六	員
藥物販賣員	一五〇	一五〇	員	一五〇	員	一五〇	員	一五〇	員
環境衛生監視員	一五〇	一五〇	員	一五〇	員	一五〇	員	一五〇	員
陳定施職員	二〇	二〇	員	二〇	員	二〇	員	二〇	員
鼠疫監視員	四六	四六	員	四六	員	四六	員	四六	員
公衆衛生局	六六	六六	員	六六	員	六六	員	六六	員

喜白齋

人員整理待倒事由

深慕公之善行，專事君隨。貴人
以爲國民深慕公之善行，專事君隨。

戰後國民栄養状態は食糧事情の窮屈に併つて
意懶に底下し一部相對的栄養失調患者をすら見る
に至つた。そり様漸次良好となつてきて「
是れ厚因は食糧事情の好転、國民栄養改善の成績
が主なるものである。食糧は當今國外に衣類一万件
以上、手袋、帽子等を手放す事視は禁物である。之の際度に
は营养能率を徹底に行うことが必要である。栄養
指導は現在立派な都道府県職員の中へ之を行つて行つて居るが、其の外に食糧の食べ方、給食の
飼ひ方等を當面のすぐ移か山積にて、つても手不足
のむきえ人々に行つてこれが困難である。
よつてより職員を現在以下に訓練するところ

民衆改善指導上要の経費

運営上開き知識を蓄え徹底すると共に通切る指導
を行ふ國民食生活を改善するため經費が必要である。

郭歎 貢 日 以節

正 分 月報 個 年四月

備考

地方財政費

地方公共團体
職員費

地方公務員

通費 費 賞 金
旅 賞 金
職員俸給
二級技術員
三級
，
方
羊
計
右の二頁組

五五
五五
五一〇〇
五一〇〇
二八二〇〇〇
二〇四三〇〇
一九八〇〇〇
三六〇〇
三六〇六〇〇〇
端取費總額(大正三
年)一五九〇〇

運営改善指導事務費四金内次

厚生省

事務費

給与費

旅費

職員俸

二級技術員

三級技術員

四級技術員

五級技術員

六級技術員

七級技術員

八級技術員

九級技術員

十級技術員

十一級技術員

十二級技術員

十三級技術員

十四級技術員

十五級技術員

十六級技術員

十七級技術員

十八級技術員

十九級技術員

二十級技術員

二十一級技術員

二十二級技術員

二十三級技術員

二十四級技術員

二十五級技術員

二十六級技術員

二十七級技術員

二十八級技術員

二十九級技術員

三十級技術員

三十一級技術員

三十二級技術員

三十三級技術員

三十四級技術員

三十五級技術員

三十六級技術員

三十七級技術員

三十八級技術員

三十九級技術員

四十級技術員

四十一級技術員

四十二級技術員

四十三級技術員

四十四級技術員

四十五級技術員

四十六級技術員

四十七級技術員

四十八級技術員

四十九級技術員

五十級技術員

五十一級技術員

五十二級技術員

五十三級技術員

五十四級技術員

五十五級技術員

五十六級技術員

五十七級技術員

五十八級技術員

五十九級技術員

六十級技術員

庚光
字
號

都邑長山福石宮新神東升廟號福山殿宇岩青北

卷

团草野秀开川山鸿川京善玉鸟木城等形田城行东五

九

1

四
小

三

五
五一一

大熊長生福高。丁巳年畫於山中。鴻臚寺少卿大席第三。賈都
正

今本據貢用知舊州島口鳥山板坂山良庫院和賞重知果

厚朴甘草散

三

三

連合國最高司令官總司令部公衆衛生福利社部

A P O 五〇〇

P H M J G. 九〇

昭和二十四年二月一日

日本政府厚生省允覽書

研究・発表及ひ配付に於する指今之件の
研究・発表及ひ配付に於する指今之件の資料の

一、輸入食糧特に玉蜀黍の効果ある使用について日本の栄養教育に關する計画案には異議ない。

二、栄養教育は左記に対し出來得る限り速かに実施すること。

一般日本人

一、二、三、四、
字、校、病院、保健所

三、公共諸施設

B、國立栄養研究所及び他の認可された研究機関を通じて繼續される朱養研究並びに発表により前記諸團体に対する情報の普及に關しては厚生省がその責任を受ける。

C、これら諸團体の配付に先立ち、輸入食糧の調理並びに使用に関する食品製法パンフレット及び朱養に関する出版物の写を公衆衛生福社部に提出のこと。

公衆衛生福利社部長

軍医准將 クロフォード・エフ・サムズ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPPLY COMMAND FOR SPECIALIZED POWERS
Public Health and Welfare Section

APO 500

1. February 1949

- REMARKS: Ministry of Welfare, Japanese Government
SUBJECT: Instruction Concerning the Research, publication
and Distribution of Nutrition Data of Imported
Foods, Especially Corn.
1. There is no objection to the plan for the program on the
nutrition education of the Japanese on the efficient utilization
of imported foods, especially corn, provided that:
- Nutritional education will be effected as soon as
possible to the following:
 - General Japanese Public;
 - Health centers;
 - Hospitals;
 - Schools;
 - Institutions.
 - The Ministry of Welfare assumes the responsibility
for dissemination of information to the above groups by continued
nutrition research and publications through the National Nutrition
Institute and other approved research organizations.
 - Prior to distribution to these groups, copies of
food regime pamphlets and other nutritional publications on im-
ported food preparation and utilization will be submitted to
Public Health and Welfare Section.

CHAWFORD F. SAMS,
Brigadier General, Medical Corps.
Chief

U.S.A. "2"

昭和二十四年支那事變改善第十一葉の實施專綱(軍事)

昭和二年以降実施して来た國民栄養調査の成績を基礎とし、経済原則に適應せる食生活合理化に着手を図り、方針に基きこれを強力に遂行するべし。

(二) 食糧生産と栄養問題を密接に聯結し、より食糧施策の有機的・一体化すべく努力すること。

卷之二

(三) 併健所の組織を強化し、栄養に寄する施設設備の整備を奨励し、手を通じ国民食生活の合理化徹底的に行事導入すべきである。

(四) 全ての栄養は固まる。調査成績を基盤として都市農村その地に於てどうぞ欠陥を矯正し、具體的に栄養改善を行ふ事と並行して、施設すべきことを。

（前）
学校病院工場等の給食に対する給食のサヒ上うえ
を直して栄養思想の普及徹底を期すこと。
（後）
ビタミン等の確実を圖ること。

二、宗施要綱

方針に基きたる事項を天地方の特性に応じて実施すること。

(1) 常熟會於第
(2) 常熟食糧局。一律化。常熟社會善
議會。食糧社策委員會。協議會專委設置。
常熟食糧局。常熟社會善

国民食を確保すること。

(2) 保養士監督の停貿令、食糧主務官、得て農業改良主務及び教學主務に就ては、又は再任する者士を配置すべきこと。

(3) 食糧生産並に配給に付し、保養学的考慮する所方針を講ずること。

(2) 配給食糧の指導に就くこと。

(1) GHQの實書は從て食糧事務所、被給公團食糧

諸教學詳等と共に保健所と併用し、全面的に宣傳調理法に就き指導すべきこと。

(2) 配給食糧駕入食糧の調理研究会を開催すべきこと。

(3) 國民の食糧配給消費状況を絶えず調査し、

其の適正を圖ること。

(3) 学養食改善施設の整備強化について。

(1) 保健所、保養所等面をモデル保健所とす
美を置き徹底的強化し、國民食生活の良も
良き相談所たらしめること。

(2) 従来の学養食改善施設を整備充実し、保健
所保養士を逐級更に改善指導を実施し、
以て國民学養の合理化を図るべきこと。

(3) 学養食改善施設に対する物的援助を頼すべ
きこと。

(4) 調査を基礎としての学養食改策の樹立つゝて、

(1) GHQの實書によて國民学養食調査の方法
と地方における学養食調査を実施してから呈

能を明にすまて其に又口手引指掌之付第を隠立し

宣傳給食等营养改善指導を実施丁へきこと。

(2) 総合丁字差三四引ク初キハ留意一新一キ营养知
識を体得し又营养主務講師長於て実施せよとし
学會研究會に於て首表を固ること。

(3) 营養改善指導の普及徹底にて

(1) 諸學會諸演会、座談会、展示会、販賣會從事
の方は於て营养改善運動、营养普及圖の作成す
る。

新聞、ラジオ等を活用し、新聞に元じて追加する
指導を実施すること。

(2) 保健所は現場勤務の营养士をして营养宣傳
する場所、百货商店或は街頭に普及図出しし
る。营养相談所を開放し又は巡回指導し積極的

厚生省

に相談指導を実施すること。

(1) パンフレット、リーフレット、壁新聞等を活用し其
の趣旨徹底を固ること。

(2) 集團給食の確立について。

(1) 病院工場及び飲食店の集團生産者はつて
は集團給食を実施することやう指導すること。

(2) 協同炊事並に協同加工場も集團給食の一
環として指導すべきこと。

(1) 集團給食担当者の研究会にて開催を指導

も給食場所適応する宣傳給食の方法を

宣傳推論、宣营养思想、营养及徹底を期す。

(2) 集團給食に対する营养改善、营养及徹底を期す。

開催給食に対するも積極的に指導を固ること。

(7) 準養指導要綱の研究に就く。

(8) 地区内に於ける栄養士配置状況を始め
栄養思想等の調査研究機関、家政専門學
校等で把握し、栄養指導要綱の研究を圖る
こと。

(9) 食糧配給公团外食券余剰による栄養改
善指導、対象者による機関で把握指導
すること。

昭和二十二年度榮養改善事業実施狀況(一)

大分	本	支	佐賀	福岡	宮崎	鹿児島	沖縄	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	宮崎	鹿児島	沖縄
六	八	一九	三	二	五	十四	十五	四	五	十四	十五	四	五	十六
國民栄養調査	國民栄養調査													
国民栄養調査 小児疾患調査 食糧配給調査 奉公者栄養調査														
五七四	五三〇	一	一八〇	五六	五七	一	二	四	一	一	二	四	一	一
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

鹿児島	宮崎
二	五
国民栄養調査	
	一
	七二
	三甲

裏面白紙

	合計	熊本	宮崎	大分	長崎
旅費支票	八九	一三二	一六七	九二	七一
食費支票	三七九	三三八	七八〇	四三五	六四九
宿費支票			五	一一二	一二一
車船料			三〇	八一	六五五
其他			七四四		
			二		
		二	九五八		
			三		

營養仁閭可講習會講演會座談會等開催狀況 (三)

食品衛生監視員(口庫貯藏地方職員)正副理

「理由」

一、食品衛生行政の警察制度の改革に伴つて警察機関
衛生行政部門は移管を受けるものである。移管後は
警察官が下級の食品衛生監視員として取扱い道場を
行なせて、了承する。

客体、警察機関に於ける権限の而云ふ當時「殖民天王」
たる所あり。二点之整理法が、官呂に起因する危害防
止と、う面から、内治へ及上に影響下すところが大き
い。左の二点は、貿易的見ても、警察機関上、行政権限の存

厚生省

すゞ當時才一歳に少いて、食品衛生の取締にあつた専任警察官は二三十人を數えど、不外乎あるが専門の鑑定官は、新しく一六〇七名（昭和十三年五月一日）の食品衛生監視員を各都道府県に配り、一割増（七八七名）の食品衛生監視員を各都道府県に配置したのであるが、二小は從來の警察官員より相当下廻る人員である。將來は専任とすることにする（後述参照）。なほ從來の警察官三四十名と云う人員は警察官員として特質から見て判り難い。一般警察官の應接がある程度も不実際とは云うが、専任の數はそれ以上であるであらう。依つて食品衛生監視員は専任の業務執行者であるが、人質を以て处理せねばならず、必要最小限の監視にすら手抜きしてゐる状況である。

かくの如く、食事衛生監視員は衛生警察官と並んで、主として、
散歩不足の如き、華泰有司様に行政整理に対する除外を別扱いとする。

三、食品衛生監視員の業務は常時的小さな取締り対象の周辺施設を巡回して取締り指導を行つてある。二小計一称機関たる保健所に配置して現場の行政事務を處理せること年利き教が減ナリはすと程、営業許可その他行政事務の处理と連絡することとなく民間の経済面と与え影響が大きくなり、その数が前述の様に不足するから他の保健所の職員と同様に整理の対象外として扱はれてある。

四、食品衛生監視員取締り対象とした食品用保冷施設は六千以上もありて、小に最も多限の監視回数を有すと一ても別表トテ示す様に食品衛生監視員三四二〇名と必要とする右、大半ト加えて P.H.W. が要求もあり昭和二十四年迄の三一算と一しても、一七八七名より三百二〇名又增加十様

要承認一にモアである。

五、昭和二十三年中にあけた食品に起因した中毒事件、二二十一報告件数

件数 一一四件

罹患者数 八三六三名

死亡者数 一六〇名

失明者数 一五名

而し報告された軽症のもの又規模の十以下も含めると二の被害は相当數に達する。二の被害を防止するために食品衛生法が制定され、食品衛生行政の展開を図つておこうであつて、第一條、取締り指導に当たる食品衛生監視員を設置するが如く、その被害を増大する二点となる。

六、訓政の G.H.Q. P.H.W. サムス准將の訓示要旨にもある通り食品衛生行政は食品に起因する軍事防護と、ことじけでなく積極的に国民の食生活の改善と國公衆の福祉のために必要なるものであり、更に經濟的にも重大なる影響を有するものである。

特に輸出貿易振興のため輸出食糧品に対する輸出品取締法の規定による輸出検査に不合格に至るものは不衛生なると製造されまいと、その指導と取締を徹底すべきと要求されていふところである。尤も P.H.W. の要求が實とも人の健康を害するより、不衛生的な食品は販売させることを許されない。輸出食糧品に対するケーラムラつくようなら食品を製造しては經濟的にも重大な影響を及ぼすこととなるからこの取締が徹底する所要である。

厚 生 省

七、飲食営業緊急措置令(七・五禁令)が廢止され、これに代つて飲食営業臨時規整法(昭和五月七日から施行)が二つ法律の施行によって、食品衛生監視員の監視対象が約十五万増加する予定である。又おそれ同営業が多いため、兩面から見ても食品衛生監視員の増員と手配とすほ程である、人員整理等到底一難いのである。

八、輸入食糧といえども口内品と同様に一般的に食品衛生監視員が取締を行つてゐるが先般 G.H.Q. より輸入食糧品による危害を全く無くすように此に対し取締を厳重に行つた。要本これまでに既に死傷に至つては特に食品衛生監視員がこれの監視を行つてことと、つきつて相当数の人員を必要とする状況である。

九 長野縣外敷縣から下、縣内の食品衛生の現状は日々配置され、いの食品衛生監視員の数では到底縣民と食品に起因する事故から守つていくことができないが、今要人員を増加してほしいとの要和紙書が提出され、いの状況であ

監視対象たる食品衛生施設及び監視回数表

監視対象施設名(分類)	合計	数	監視予定期数	延回数
外食・食堂、うどん屋、仕出し屋等 レスラン、カツ工、喫茶店等	九五四一	六八八五八	二二八四〇	一、六五、二〇〇
修理店、飲食店等、 工場、學校等の給食施設	二三、五一八	五一八三	六一、二〇〇	五六四〇
旅館・料理旅館	二八、三三三	三六四一	二一六四〇	六七九、二〇〇
特殊飲食店	五四二二六	三六九六六	二一六四〇	四三三〇
米穀、酒類、調味料販賣所	三六九二二	二九、一ニ二	二一六四〇	二六四〇
魚介類店	二一、一一八	一、一、一八	二一六四〇	二六四〇
野菜店、豆腐屋	三四、五六八	三六、九六六	二一六四〇	二六四〇
乳肉加工店	二六、六二六	五四二二六	二一六四〇	二六四〇
菓子販賣店	二四、二二二	二九、一ニ二	二一六四〇	二六四〇
乾燥食品店	二四、二二二	二九、一ニ二	二一六四〇	二六四〇

飲食用器具店	一二、八八七	一二、八八七	一二、八八七	一二、八八七
氷雪清涼飲食水店	四、五四一	四、五四一	四、五四一	四、五四一
牛乳配給店	六、六七〇	六、六七〇	六、六七〇	六、六七〇
上述以外の食品店	八、九六五	八、九六五	八、九六五	八、九六五
榨乳場	二七、七八一	二七、七八一	二七、七八一	二七、七八一
牛乳処理場	六四八六	六四八六	六四八六	六四八六
屠場	七八七	七八七	七八七	七八七
魚介市場	六一	六一	六一	六一
青菜市場	三三八八	三三八八	三三八八	三三八八
冷凍・製氷工場	一三、九三二	一三、九三二	一三、九三二	一三、九三二
製粉工場	土二七	土二七	土二七	土二七
パン屋及び製パン所	一三、四四一	一三、四四一	一三、四四一	一三、四四一
乳肉加工品製造所	一四、四〇九	一四、四〇九	一四、四〇九	一四、四〇九
魚小類加工場	九、三六四〇	九、三六四〇	九、三六四〇	九、三六四〇

合計

五〇八、三七九

五六、六三五、〇〇〇

調味料製造場	五、一三二
圓造場	六、二〇〇
清涼飲料水製造場	三、三六〇
製菓工場	二、二〇〇
瓶詰工場	一、三五三
上場以外の食品製造場	一、三四七八
上場以外の飲食物供給場	一、三六〇
貿物店	一、二九〇

一、六二	四、四四	三、二
六六三七	二、八〇〇	
一、九七六一	一、三二〇	
一、二、九〇〇	六、四五〇	

品衛生監視所要人員の計算

1. 一店舗の監視所要時間と交通に要する時間を含めて一時間とする。
2. なみ保健所長に対する報告、連絡及び事務処理のために毎日二時間必要することとして一日の内指導監視に当る時間は六時間(午前10時半～午後4時半)とする。
3. 一ヶ月の内の日曜及び休日を四日とみて普通勤務日数を二十七日とし、事務処理及び本方連絡等のため終日数を四日と予定し指導監視に当る日を二十三日と定める。
2月(2月+4月)=26日
4. 一ヶ月の内指導監視で二十一日は一得の時間で一三八時間となり、三十八店舗の監視となる。
5. 一年の監視で二年監視室舗数は一人につき(138×12=1,656)とする。
6. よりて食品衛生監視員の所要人員は監視面からのみ見ても

監視室舗数	23
監視員一人當	1.00
所要人員	23.00
5.663.500	2.0
5.663.500	= 3.335

の計算となり、二名を要する。とある。

サムス准 制説示要旨 (昭三、三・六)

只チ高齋会長より日本食品協会の設立の目的及事業等について説明を聞いたが、甚だ結構いた。私も以下本協会の必要なる所以と二、三之意について述べてみる。高齋会長のお詫の如く、日本人大眾へ衛生的万良の食品供給することは、それと事故防止という見地だけでなく、國民食生活の改善、公衆の福祉上に必要なことであるが、この他に食品の衛生は經濟的にも又、重大な影響があるものである。

日本は、米貨獲得のため、輸出を増進することが、刻下の急務であり、そのため、食品が重要な輸出商品と考へられるが、これにその生産、加工、取扱又は保存等が不潔、不衛生なためこの發展が阻止されはしないかと、大問題になつてゐる。即ち進駐軍当局は嘗て、臭類や生鮮食料品等日本人の余剰食品を利用しようと検討してみたが、生産加工、容器等が不潔、不衛生なため軍務局長ベセリー將軍の意見に依つて取止められた。へこうすると占領軍が實はないものを日本國に輸入することは、どうぞいふことになり食品の輸出禁止う考えらる。日本人としては大変な問題となる。

又そうでなくとも、多数の占領軍將兵が帰國して、日本商品の不良、不衛生と宣傳すればその賣行きに衰へな關係を及ぼすことは考えらる。

若し衛生状況が改善せられ、ほどの遂で日本食品の海外進出となり、外貨獲得ひいて日本再建にも大いに役立つであらう。

勿論食品の衛生状況を改善するには、相当の費用がいるであつが、これはやがて近づける販路の拡張、販価の向上等の好結果をもたらし、長い目で見ると、絶好利益に導くよ、わねばならぬ。

又今田輸出食品についてに、標準衛生上の標準を作り、これをもとつて国定で検査する様子措置がとられ、更に一般の食品を衛生的に清潔な状況にむかしめるために、第一に官房制ナ監視が行はれる。又は保健所とか監視員が取締指揮をし、之に業者が従うのであるが、此だけでは不充分である。そこで第二には生産の始めから末端の販賣に到るまで、業者が自發的に努力研究することが必要となつてゐる。此の両者が相協力して作らなければ、良きものが出来ない。

湯念は、二つ官房制と民間側が衛生的に手を握り、極力應努力して、これが実現される。

以上ノ如ニ本協会の設立は極めて有意義なものあり司令部として
スコットソン少佐が之を援助し又厚生省、筋道司、米各部もその發展と
日本でも諸外國に劣る清潔を優秀の食品が生産され
に努力することを希望す。

八、食事衛生監視員について

一、食事衛生監視員の沿革

主湯の三要素である衣食住の内生命の根源である食は最も重要な要素と言ふべく、我々は食事なくては一日も生活する二ことは出来ないで

ある。

特に終戦後の食糧不足はその比重を益々増大し、今代の内閣が如何に食糧問題を解決せん狂奔したが又タケノコ生活と言へ、貨上ヅ斗争と言ひ。その大部分が食ひんかたの國民が死んでしまつて現れであると言つても過言ではなかろう。

辛い二、三年の世界的大戦作り連合軍の好意により、食生活は順次好転しつづけられ、飢餓して考査するに、食生活の改善は、單にその量の増加のみでは解決し得ない。その質の問題は少く其最低限度の品質を確保しなければ到底解決し得ない、問題である。終戦後、食糧不足と一般的道義的たゞ、う結果と云、粗悪有害食品の市場にはたらんし、為に如何にも多くの中毒事件が起

き、ために如何にも多くの人々が不慮の死を遂げに思ひを致すならば、本来生命の根拠である、食品が運に生命を奪ふ悪魔と見下され判るうである。從つてこれら粗悪、有害食品を駆逐し國民の安全な食品を提供することと、その量の確保と共に、新憲法第二十五條における健康で文化的な最低限度國民生活を保障する、國家の重要な責務と言わなければならぬ。

そこで我國における食事衛生行政は明治三十三年法律第十五号（食食物其他の物品取締に関する法律）と根幹として屠場法等其他附則法令に基き、中央においては、内務省衛生局、厚生省衛生局、地方においては、衛生課を主管部局とし、警察署、警察官等不端機構として取締り実施し来たるが、然最後のメテール中高の急増口糧供給の初めとして昭和三十一年一日有毒飲食物等取締令を制定する等時代の推移に伴い、部分的体系の改変はあつたが根本的行政改革をすこしには至らなかつた。

然るに、食事衛生行政遂行のためには他の衛生行政に比して専門的學術経験を必要とし、從来より如く末端機關の小等に対する知識の乏しい、警察官は委嘱られて、その態度は到底完全な実施は不可能であり、更に新憲法の施行に伴い、警察署等

の改革ニ此後業者監督委員会と屬して、いた多くの行政の一般行政部局に被管され
ヨニトはなり從て、食品衛生行政については、是より本部設置を失つこととなつたので
昭和二十一年度初めに都道府県に食品衛生監視員を設置し、前記明治三十三年

法律第十五号及以有毒飲食物取締令による当該委員の職務を行わしの事
ヒトシ、次に昭和二十一年十二月從来、諸法令を整理統合し、新憲法に即應し
大食品衛生法の制定されたるに及んでその職務、身分、資格等も同法に明定され、各
市町に同法施行ノ第一線級固となり今日に及んでいる。

二、食品衛生監視員の職務

前述の如く、食品衛生監視員は食品衛生法施行の第一線級即ち食品衛生行政の
実務觸手であることを、職務内容は極めて複雜多岐に涉り、いかに今後の概要を
ヘルば。

(甲) 職務の対象

対象物は、食品(医薬品を除き)、飲食物(添加物(食品に添加して
使用されるもの)器具(食品添加物、製造加工、調理等に使用されるもの)
容器包装(食品又は添加物を入れ又は包むもの、おもぢや、調理場、販売場
加工場、製造工場等の施設及び業態別では食品、添加物、器具、容器包装

のもちや、採取し、製造、廃棄し、調理し貯藏し販売する事業とする
すべての事業に及ぶに寄附金、学校病院等で不特定又は多數の者に
食品を供与する事業者以外場合までその対象となつてゐる。商業種別
対象名簿は別表通りである。

(乙) 職務の内容

食品衛生監視員は既に保健所・配属され、保健所長の指揮監督の下
に、(1)等対象、營業施設等を巡回し食品衛生法の規定に違反の是正
と食品衛生の向上に因る指導等に務めることであるこのため、營業場所
廢棄物、廃棄物その他場所に巡回し、食品、添加物、器具若しくは容
器包装を無情ひ收去する職務を附与される。

尚ほ外食品衛生監視員はたゞ職務を担当してゐる。

又許可営業施設の許可基準に合ふかどうかの認定

(2)都道府県知事の命令交付、食品衛生法に違反する食品、添加物、器具若しくは容
器包装の廢棄处分その他の處分、執行

(3)製品検査を行ふ、(4)食品添付物の検査用サンプルの収去及ば價格証貼付

(5)中毒事件の原因探査並びに中毒事件に因る対策の処理

四、食品衛生監視員の資格

食品衛生監視員は以上を如く、極めて広範囲の職務を担当し、例えば、一つの食品の良否を決定するにしても、事に腐敗しているかどうかと言つたけの簡単なものでなく、有毒菌が付着していないいかどうか、有毒な化学的物質（別に何種類か）が含有しているかどうか、等々化学、細生物学、物理学、医学、等のあらゆる科学的要素を必要とする。これが云ふては、從来、如く單に通常の警察取締に過ぎない事に比べて、食品衛生法においては極めて高い資格を要するといふ。即ち、

(一) 看生大臣の指定した食品衛生監視員養成施設において所定の課程を修了した者

(二) 医師、薬剤師、歯科医師

(三) 学校教育法による医学、薬学又は歯医学に専門の大学卒業者へ大学令による大学卒業者及び専門

学校令による専門学校卒業者と全く同一

(四) 栄養士で一年以上食品衛生監視に専門的事務の経験を有する者

(五) 学校教育法による高等学校卒業者若しくは監督官の定められたところによりこれと同等以上の学力があると認められた者（中等学校令による中等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者と文部大臣に認められた者と全く同一）又は升口の医学校、薬学校、歯医学校若しくは栄養学校を卒業した者で、二年以上食品衛生監視に関する事務の経験を有する者若しくは厚生大臣の行う食品衛生監視員の資格試験に合格した者。

四、食品衛生監視員の配置

食品衛生監視員は、昭和二十二年度に初めて設置され、徐々に増加の一途を辿り、次いで食品衛生法施行後若干増

員と認りられ、現在一・七六七名の定員となつてゐる。これらはすべて、都道府県の支員とし、概ね各保健所に配属され、口はそゝの設置費の二分の一を補助してゐる。

然一年より既に述べに如く、食品衛生監視員の職務は極めて複雑多岐に亘り、六十万の対象営業と学校、病院等の施設或はおもやに至らず法の要不遵守の事項と、遵守するためには到底、ニエ人員では不可能に近いのであって、旧制度の下で警察部局で実施していくときは、その専属者の中でも二、三十人を数えて、補助として巡回その他一般警察官と隨時隨處に勤員し、浮城構備に比へれば人員的には当時より遙に弱体化しているといふべきである。こう二点についでは、司令部当局よりも専員方に以て強々要望があり、食品衛生行政の遂行に於けるには別戦、計画の如く最底限度三〇二二名と定めとすもとしても二十四年度予算におよび要求しなくてあるが、健全賊政の見地から、遺憾

ながらも増員は認められなかつた。

五、結論

終戦直後の混乱より立直り食品中毒の好んで食品衛生行政の徹底にす。食中毒は順次減ずる傾向にあるとはいへ、現下の如く、配給制度以下、又學校給食等の集団給食、漸次盛んになると、つれ爆発的集団中毒の危険は極めて大であり、更に甲毒の如き急激な現象と呈する迄には至らぬが、徐々に人の健康と立ち上りが如き食中毒と駆逐するには、未だ相当長年月を要しことであろうし、更に最近制定された輸出食品取締法でも利点があるが如く、一國法才四條には輸出食品について保健衛生上の見地から輸出品の最底基準を定め、これが基準に達しないものは輸出禁止など、日本政府は輸出食品に於いて保健衛生良質の食品を提供し、健康で文化的、最底限度の生活を

口民に保障下さい。食料衛生監視員の職責は重且つ大
きな責任である。國家としては、この制度を充実強化のため、更に一
層の努力が必要とするものと信ずる。

(5)

392

人昌之整理特例事由

吊養調查彈頭移至職員

第三回 調査は連合軍の覚書により昭和三年（一九二八年）十一月、支那行政施策の基礎資料となる「輸入食糧の種類、数量、時期等を決定する資料となるので、過去四ヶ月間（一九二八年五月一日至八月三十日）に亘る大なる戸籍として記載したものである。今後、統計的分析上、必ず其の仕事は産業と需要量を加へてくる。それ故に調査の重要性を重視を要請されるのである。現行の職員を以てしては事務量過大で正確と迅速を期すには十分ではなく、これを以てせんばく連合軍よりの注意を受けてゐる実状である。よって今後に於ける定員の割高は適当ではない。

して実施されてゐるが、三年三ヶ月よりはこれを
全國に拡大実施していふ。此れの定員につては其の
要請を受けて算出されてゐるが、正味直担当量は一億
萬本過大なる實情である。

一、栄養調査に必要な経費

至民身體狀況及攝取栄養量之調查

民栄養の実態を適確に把握するためこの

經費が必要である。

已分員數	金額	備考
員數	金額	備考
給料	15,571.40	單價算出內訛
臨時職員給	1,510.00	
旅費	1,121.40	
疗費	864.00	
計	1,782.67	
支、士夏租	八九一、〇〇〇	

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Ag. 22, 1945 (See 45) P.M.
S.Y.M. (1945) No. 17 IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT
H.Q. (1945) No. 17
1. The General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo,
hereinafter referred to as "the Headquarters", shall consist of the following:
a. A Division of Civilian Propaganda.
b. A Bureau of Economic Affairs.
c. A Bureau of Political Affairs.
d. A Bureau of Intelligence.
e. A Bureau of Civil Affairs.
f. A Bureau of War Affairs.
g. A Bureau of Naval Affairs.
h. A Bureau of Air Affairs.
i. A Bureau of Army Affairs.
j. A Bureau of Economic Affairs.
k. A Bureau of Civil Affairs.
l. A Bureau of Political Affairs.
m. A Bureau of Intelligence.
n. A Bureau of War Affairs.
o. A Bureau of Naval Affairs.
p. A Bureau of Air Affairs.
q. A Bureau of Army Affairs.

卷之三

A.G.四三〇.ニ (一九四五、一一、一一) ヤハ 諸君ニテ年十二月十一日

日本帝政府ニ對スル範書

終戰連絡中央事務局經由

主題一般庶民ノ栄養調査

一、最高司令官ハ日本ニ於ケル身体的栄養状況、栄養攝取量ノ実際、並ニ食料ノ單式ニ關スル事ヲ

ニ基ク報告ヲ要求ス

二、不政府ハ一般住民ノ間ニ栄養調査ヲ急スベキ適逢ナル資格アル医師及ニ栄養士ノ調査班ヲ構成セシムベシ。コレラノ班ハ統計學的資料蒐集法及ビ各司令部ニ承認サレタル区域ヲ使用シ個々身体的狀態及び食料消費ニ關スル事實ニ基ケ研究費料ヲ蒐集スベシ。都市地域ヲ第一義的、

而して且ツ最初ノ調査ハ大都市ヲ包括スベシ。

三、各司令部ニヨリ事前ニ承認サレタル計畫ニ從ヒコレラノ調査班ノ採用スル方法及ニ其地域ニ於

ケル作業ハ日本政府ノ中央事務局ニヨツ標準化サレ體制サレ耳フ指導サルベシ。

四、昭和二十一年十二月二十九日マテ必ず許可申請ノタメ連レザルマテ本計畫ニ對スル完全ナル實行策ヲ提出スベシ。

一、実行策ハ許可後直ニ實施スベシ。各地域ヨリ入ケシタル調査資料ノ英譯ハ毎週当司令部ニ送致シ。各調查終了後必ず一週間以内ニ該資料ノ最終ノ集計或積ヲ提出スベシ。

五、高司令官代理

高司令官モ一トグダリュー、アレンヘ

昭和23年柒葉調查人表

北海道稚内市木古内町深川井森野早田知童賀都及厚良山取根人角口鶴川也知岡賀峠本今峠
北青岩宮秋山福茂福群跡千東御新富庄後山長岐舊發三溫京大安原和馬島園庄山傳音發會福佐長熊大安原

世 5 月		計		2 月		5 月		8 月		11 月		人 貨		調 査 人 庫 表	
424	425	451	1491	2524	2527	2527	2527	451	451	451	451	100458	100458	1330	1330
60	59	51	232	353	355	355	355	51	51	51	51	2733	2733	3917	3917
160	156	160	134	554	287	277	277	714	714	714	714	977	977	3917	3917
137	227	287	118	118	1607	1515	1515	117	117	117	117	1590	1590	6369	6369
160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	3674	3674	3674	3674
314	315	303	1255	182	1642	1642	1642	1642	1642	1642	1642	1616	1616	6632	6632
120	120	120	120	2820	1734	715	715	202	202	202	202	204	204	2840	2840
152	150	142	601	934	934	934	934	902	902	902	902	3665	3665	3665	3665
99	99	78	376	588	588	588	588	569	569	569	569	2277	2277	2277	2277
154	159	159	159	626	820	820	820	853	853	853	853	3365	3365	3365	3365
158	162	161	644	874	861	861	861	871	871	871	871	3486	3486	3486	3486
1120	1120	1026	4491	581	5570	5570	5570	5521	5521	5521	5521	22286	22286	22286	22286
180	180	180	180	220	182	182	182	947	947	947	947	3775	3775	3775	3775
198	198	199	199	98	376	376	376	1150	1150	1150	1150	1154	1154	4645	4645
100	100	100	100	98	377	377	377	608	608	608	608	590	590	2459	2459
179	179	175	175	170	677	677	677	552	552	552	552	815	815	3562	3562
97	97	33	33	33	259	259	259	275	275	275	275	153	153	1263	1263
40	40	40	40	160	206	206	206	172	172	172	172	178	178	7917	7917
180	180	177	177	177	170	170	170	170	170	170	170	789	789	3925	3925
120	120	120	120	440	615	615	615	615	615	615	615	703	703	2782	2782
138	137	137	135	552	552	552	552	552	552	552	552	3914	3914	3833	3833
280	280	280	280	1140	1355	1347	1347	1355	1355	1355	1355	1336	1336	5393	5393
158	155	155	155	158	647	777	777	777	777	777	777	771	771	3091	3091
100	100	100	100	400	526	526	526	533	533	533	533	529	529	2033	2033
182	182	182	182	729	729	729	729	547	547	547	547	865	865	3464	3464
232	232	496	496	827	1205	1205	1205	1181	1181	1181	1181	2145	2145	2170	2170
200	200	211	211	218	257	257	257	210	210	210	210	225	225	974	974
120	120	120	120	76	480	480	480	562	562	562	562	572	572	548	548
97	97	97	97	76	370	467	467	467	467	467	467	447	447	1828	1828
40	40	40	40	160	640	640	640	151	151	151	151	192	192	742	742
160	160	160	160	160	478	607	607	571	571	571	571	599	599	3476	3476
160	160	160	160	120	120	120	120	1138	1138	1138	1138	1461	1461	2545	2545
240	240	295	345	960	960	960	960	491	491	491	491	623	623	1562	1562
107	107	127	140	554	554	554	554	505	505	505	505	146	146	146	146
77	100	100	100	377	237	237	237	491	491	491	491	464	464	1056	1056
60	60	60	60	60	240	240	240	357	357	357	357	612	612	2567	2567
494	494	464	464	1902	244	244	244	245	245	245	245	352	352	1427	1427
170	170	160	160	670	816	816	816	816	816	816	816	816	816	9206	9206
160	160	160	160	640	640	640	640	640	640	640	640	918	918	3609	3609
60	60	60	60	60	240	240	240	240	240	240	240	227	227	926	926
100	100	99	99	99	394	394	394	394	394	394	394	457	457	3065	3065
98	98	98	98	98	279	279	279	279	279	279	279	477	477	2977	2977

人會整理特別方事由

病院給食處事務職員

新澤木は總曲

昭和二年三月一日より七大都市全病院及全國
結核病院神病院一二三病院クへ被患者九九六人
对于封へて病院給食處事務處一古ノアリテシの爲事
監督統理貯蔵の取扱いを掌管する事務量は過大ひ爲了
不昭和二年三月廿四日於て一七八名の被患者事務員
を要求したがてあるが權限は市情により一四名と
以て減員至る儀なく云われて居る實狀である。

東京小笠原諸島ではこれが是口定め不全を期して五三名
職員を要求したのであるが此等の人員は全部費用行
われうれむべくつ石

全國全國三百九三病院二七・五九六人の被患者に
对于拡大實施にて一增其の事務量は増大

し現員にててても尚より量には困難なる
實情ひあるの不令向ク職員整理は不適当の方
す。

因口病弱者計十三名を確保につけて工事口
整修障礙勅告書の年月強調されてつる二二び
有す。

発健第十三号ノ
昭和二十三年二月十二日

厚生次官

各都道府県知事 厚

写

病院終食指導す実施に關する件

疾病の治療には、病状に適応した食事とすることが必須の條件であるが、現在の食事攝取の状況は、徳量とむじる營目的とせず、又病院における調理が主として入院病人をもつて、随然とした喫事に依存しているために、不衛生、不衛生、不衛生の現状に鑑み、今般割紙のとおり経済的、本邦において大都市における入院患者に対する食糧の増配等に關し、措置を決定し、食料、料飲料終食指導整備に要する賛成、特別増配を実施すること、なつたれど、この趣旨を達成するため左記要請により病院終食指導すを実施し、次て病院に对于調理の合理衛生化

及び終食施設の改善整備を図ると共に栄養意識の普及徹底を期せ
うたい。

記

一、実施要領

(一) 対象

東京都(区制施行地に限る)横浜市、名古屋市、京都市、大都市、神戸市及び福岡市所在の病院並びに全国結核療養所又は統核病棟、精神病院、及び癲癇療養所とする。

(二) 実施期日

昭和二十三年三月一日から二カ月を実施する。

(三) 実施方法

各病院は入院患者の依頼により、配給物資の買入れをし、各病院が責任に於て之を調理の上病院に於て食事能

患者口与へること。

配給物資の取扱 調理方法 その他飲食通則に當つては、

「病院飲食指針」を参照すること。

二、実施に伴う措置

(一) 病院は飲食を適正円滑に実施するため、各都、府県に病院飲食奉き会を設けること。

(二) 委員会は病院飲食関係、自及ひ、識経、看護等組織し、病院

从、食に関する重要な事項の調査、審査を行ふ。

(三) 物資を確保し、配分、適正、適切、各病院が積極的

の内院飲食組合の如き組織し堅健なこと

(四) 施設整備するため、所資、持配、運送を講ずること

のための指道徹底するため、指導、職員の配属し予算

のための犯規内に於て国庫補助をする。

(五) 病院は成るべく、栄養士を採用し、飲食実施の適正を期

す様指導すること。

三、報告

(一) 病院は飲食月報(別紙第一号様式)を翌五日までに都道府県知事に提出すること。

(二) 都道府県知事は終食月^レ、終括表(別紙カ二号様式)、翌月
丁酉までに厚生省公衆衛生局長に提出すること。

四、実施上の注意

- (一) 調理は栄養的且衛生的に行い、栄養障害又は中毒一件等
発生しない様充分注意すること。
- (二) 調理は特に防蠅、洗槽及び排水設備を整へ調理台、配膳台、食
器其の他器具の清潔を保つこと。
- (三) 物資の保管は嚴重に、盜難、虫害害汚損等のことが万々無に
注意すること。
- (四) 各病院は物資の納入法を備え常に其の出納を明確にして置くこと。
(五) 都道府県知事は常ニ病院及び病院終食組合事務と査
察し、物資の横流し、其の但不正が行はれたり様に充分な指導
監督を行ふこと。
- (六) 病院終食に関する事務は栄養主務課に於てこれを主管し指
導する統一と徹底を期すこと。

大都市に於ける入院患者に対する食糧の増配等に関する措置要領、

病患が治療には病狀に適合した食糧摂取が必須の前提要件、ある關係する現行病人の食糧摂取状況は量的にも質的にも治療目的に副ず又病院に於ける調理が入院患者毎の難點とした炊事に依つて行はれていたため、調理内容も不合理な衛生に流水する状況である。そこで示觀の出来た「食糧及家庭燃料の需給事情」の下ではあるが特に左によつて配給統制食糧及家庭燃料の特別増配を参考し、左の如き継続的に行い併せて病院に於ける食施設備の改善を計ることとする。

一、食糧又は家庭燃料の増配を受け得る病人の範囲 患者は特に嚴重な了り理の下に治療する必要あるときは、概ね入院して治療を受けて居ると調ふ事実及び特に食糧と家庭燃料の供給確保について特段の留意を要する地域が大都市であるのに鑑み増配を受け得る病人の範囲を差当り東京都(区制施行地域に限る)横浜市、名古屋市、京都、大阪市、神戸市、福岡市に於ける入院患者並に病院の性質上現ニ三重食糧の増配を実施してゐる。全国の結核療養所又は結核病棟に於ける結核患者、精神病院に入院してゐるものも含め左の通りとする。

性別	年齢	数	備考
主婦(1歳以上)	三十人	四〇人	三重食糧は可及的に米
男	三十人	四十人	父等を既に終了せり
女	三十人	四十人	之
十才未満	二五人	三五人	此は八百八十五食
結核癥者	三十人	四十人	之
その他	三十人	四十人	之
鶴油	丙	二	
	乙	三	
	甲地主	四	
	乙	三	甲地主 0.0.六七合
	丙	一	0.0.八四・
	丙	一	0.一一七・

三八陣中，有仁者之精神，醜惡之手足。

(一) 本指圖に於ける所の如く行か在り主婦大臣は入院患者用
入券を發行交付するものとし入院料金は本指圖に依る。
専門やうとする今後程又は家庭内科上多在り入院料金用
購入券と引換に且つ其の記載するところに依り其人不

(二) 前項陽谷に於て主務大臣は入院、而のニ至り反対を停止す。

通稿を發行せし時と類し本稿置か
て、本稿を阻害して居
ハヤシ必至な措置と存じます

主務にて豆は二。醜寅未未十二基の二至州して入院患者へ入院日数に相應した取扱いをもつてゐる。院内操作及の購入後迄二考定一二回審査にて範が一二日数分一括して配給されるものである。

病 之 分 類 調 理 方 法 改 革

入院患者の配給を受けて食す。其の贈入食糧正病院にて、レ病院に於て其の病狀を公に攝取能性に左上患者に攝取されて、其の積極的奉仕と期待し其の実施上必要施設の修理拡充を行ふ。

右の左め少需要な金銭(金瓦の他の厨房用品供給専用電線)の設
置其の他はつゝて必要有措置工購丁。

五本指置は昭和十三年三月一日より実施することを固念とする。

寫

発行第四〇号

昭和二十四年四月十六日

知事殿

厚生次官

病院給食実施地域の拡大に関する件
病院給食につづけ、昭和二十三年二月十二日発達第十二号(次官通牒)にて実施中である
が今般更に全国のすべての病院に適用することとなりましたので、左記要領により指導に置
減せきを期せり。内にい。

記

(一) 拡大の対象

從未実施のもの(東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸
市、及び福岡市所在の病院並びに全國の結核療養所又は結核病棟、精神病院
及び療養所)を除く全國のすべての病院(十床以上の診療所を含む)とする

(二) 實施期日

病院給食実施地域の拡大は、昭和二十四年五月一日から三月実施する

二、病院給食実施の強化

病院給食実施方法につづけ、発達第十二号(厚生次官通牒)病院給食指導実
施に附す3件に既に示すあるが、これが拡大とともに給食実施の推進をはかるため別紙
病院給食指導強化要領に基き、指導の徹底を期すことにし、この際保健所を
も協力せること

三、院患者に対する食糧及び家庭燃料の増配基準、物資配給手続及び配給用
始年月日(第一別紙)入院患者に対する食糧増配適用地域の拡大及び病院給
食実施に附す。其羅要綱に従うものとする。

四、取扱

病院給食自報の提出については、齋発や九十六号(公衆衛生局長名)にて通牒して
ある報字様式(第一、第二、第三、第四号)に従うものとし、大々提出期日は嚴守すること

入院患者に対する食糧増配適用地域の拡大及び 病院給食實施に関する措置要綱

(閣議説明事項、次官会議決定)

入院患者に対する食糧増配及び病院給食實施に関する措置要綱は昭和二十三年三月一日より全国の結核療養所・結核病棟・癡瘍養所及び精神病院並びに七大都市（東京・横浜・横浜名古屋・京都・大阪・神戸・福岡市）の一般病院に對しては実施中であるが、今般更に一般病院についてこの措置を七大都市以外の全國に拡大し、それらの入院患者に対して主食・副食等を從前より若干向上した水準にありて増配すると共に病院における患者食事攝取方法を改善し病院給食實施の徹底をはかるものとする。

一、入院患者に対する食糧及く家庭然行の増配基準は一人一日当り左の通りとする。

主要食糧

男 士 一斗以上

女 士 一斗以上

十才未滿 五分斗

結核、癩、精神病

一四〇瓦

八〇瓦

四〇瓦

四〇瓦

家庭配給分

三分割配合ともに可及的米及小豆粉とする

ニと
ニタ

二分（乙丙地に限る）

〇・二斗（甲乙地に限る）

三・三五（一月一〇〇瓦）

一〇瓦

二、入院患者に対する物資配給の手続

入院患者に対する物資配給の手續は本指置西事務領による。

三、病院給食組織の確立

病院は給食施設の修理、充電及び栄養士の配置を行ふとともに、その給食体制を確立することを達成とし、病室及廊下その他特定の場所にありて自炊を行はざるよう指導し、可及的病院給食組織を通じ患者の病状に應じた食事を給する。

四、本指置は昭和二十四年五月一日より実施することと目途とする。

病院給食指導強化要領

一、趣旨 病院給食の重大性に鑑みその実施改善を更に強化推進する必要があるりて左記要領により指導查察の徹底を期す所ニ。

記

一、病院給食に関する問題の向上をはかること。

1. 病院給食に関する知識の啓蒙宣伝はラジオ、新聞、印刷物等による外、講演会、展覧会等の催物その他のあらゆる機会を利用してその徹底を期すること。

2. 入院患者に対する食糧増配は栄養上の見地から病院給食実施のために行うものであることを充分理解せしむること。

3. 患者及び附添人の病室以外廊下等で自炊を行ふことを禁ずるよう、強力に指導する事。

二、給食施設及び器具等の整備充実をはかること。

1. 給食施設及び器具は次の基準により、三にて整備せらるること。

(1) 入院患者すべてに給食を得る給食施設を設けること。

(2) 調理室の床は耐火材料をもつて正淨及び排水に便利な構造とすること。

(3) 直火式炊事の場合はかまどの周囲ニヤニヤにれたり防火構造とすること。

(4) 食器及び野菜の消毒設備を設けること。

2. 看護婦職員及び附添人の給食設備はなるべく患者と別室に設けること。

3. 給食施設の新設置、修理抜充のために少額の賃料は施設生産賃料割当規則の規定により病院より申請せり。本省に一括申請して割当を受けたを病院に交付一もしくは、その整備につとめること。

三、病人給食用統制配給食糧の取扱い適正と確實を期すこと。

1. 主要食糧1般配給及び加配量はできるだけ米及び小麦粉とすら押努めること。

2. 病の外食券は原則として入院期間、短いハ患者が利用すること、し長期入院患者(結核、癆、精神病患者)については、病院転入り手續にて行はせること。

3. 味噌、醤油食塩は地方の需給状況に應じ指示した配給基準量を越してもさしつかえない。

4. 油脂及び砂糖を更に1日合計は速やかに割当を行ひ、かつ割当実施報告を十日以内に公衆衛生局長に提出すること。

5. 鮮魚は鮮度高く良質で病人に適するものを配給するよう努めること。

6. 燃料は一律に石炭又は薪等を配給することなく、各病院の調理方法(石炭を使用するか又は電熱を使用するか)を考慮して、その実情に應じたもので配給すること。ア、主要食糧油脂、砂糖の割当量が不足する場合は理由を附した申請書を遙かに厚生省に提出すること。

四 病院給食用栄養食品の取扱を嚴正にすること

人肉・卵・牛乳については当該所管課と連絡の上低廉に入手・配給せんことを

又、増配食糧品以外の栄養品を配給する場合は、栄養の見地から充分検討を加へることとし、諭衛生上及び経済上より患者の便宜を考慮すること。

3. 前記のえ、栄養食品の生産を民間団体等に行はせる場合は事前に厚生省の

3. 認可を得て、製品の指導及び事業を監督すること。

5. 自給生産及び協同購入の実施を奨励すること。

1. 農耕・養魚・養鶏・養豚・養兔等の実地を奨励すること。病院はこれを單独で不可能の場合相互に協同經營を実施すること。

又、割合の食糧及び非統制物資等の入手を敏捷且確かにするため、病院は相互に協同購入機関を設けよう。

3. 前二項の協同經營に当たるは、都道府県知事は嚴重に監督し、病院及び関係当事者の不當な利益を追及するなどを禁止すること。

6. 訓立調理及び配膳指導の強化をはかること。

1. 栄養出納の実施徹底を期すること。

又、双方の生産及び配給状況に応じ四季の訓立基準を作り（結核・其の他の疾患者）指導すること。

3. 調理は栄養だけではなく衛生、調味、嗜好等をも充分考慮するべく指導すること。

2. 之に適宜調理人に対し調理に関する講習会研究会等を開催すること。

4. 調理人等の作業上必要の白衣・ズム勒等の被服については必要に應じ厚生省に申請し、これが確保配分にあつること。

5. 運搬車又は搬運配膳室の設備を整備して配膳配食を迅速に一万余石期するよう指導すること。

7. 病院給食帳簿の整備指導を行ふこと。

病院給食に用する食糧及び栄養出納法並びに資料に關する明瞭な記録を設けよう指導すること。

8. 病院給食内原報告書を励行すること。

1. 病院は病院給食栄養月報（別紙第1号様式）は翌月五日午前六時より報告すること。

又、都道府県は左月報を別紙第2号様式によりとりまとめ翌月十五日迄に少若者より報告すること。

3. 病院給食原食糧等特別月報（別紙第4号様式）は翌月十日迄に少若者より報告すること。

4. 統制食糧の運配状況は栄養月報第ニ号様式の「其の他の参考事項」欄に記載すニヒ。

九、栄養士は病院に配置するより指導すニヒ。

1. 医療法施行規則第十九條の規定により収容定員百人以上の病院にて栄養士は配置するより指導すニヒ。

2. 栄養士は専らの作成・食糧の出納及び保管、調理並びに配膳等病院給食に関する業務を医師及び従業員と協力して行うことを原則とする。

十、給食実施、病院查察方法。

1. 医療法第ニ五條及び医療法施行規則第十三條に基て次の諸事項について検査及ぶ指導を行ふことを原則とする。

1. 給食施設の構造、設備の検査。

2. 給食施設設備、厨房用具及び食器等の清潔保持の状況。

3. 給食に用する食糧及び栄養出納並びに貯蔵の帳簿の検査。

4. 病院給食栄養月報提出票(ホウ)を検査し必要報告の提出を命ずること。

5. 右の諸検査の他に食物入手方法、輸入、調理、配膳等に就いても併せて指導を行うこと。

(及ばる者) 計画、監査、病院等

4. 本検査指導は國立衛生院・衛生研究所に依りても二行うこと。

5. 検査指導は医療監視員以外の者が二行う場合は医療監視員とは緊密な連絡をとり且つ医療法第ニ五條の規定による当該官公吏の証票を携帯すること。工患者、嗜好及び廢棄量調査を実施するより指導すニヒ。

三、病院給食実施の効果を調査すること。

1. 栄養量入院患者の死亡率、休業、入院期間率の逐月変化状態を調べること。
2. 一般状態(元氣、血色、動作、食欲、便通、好顰の程度)の変化と逐月比較すること。
3. 調査は翌月二十日迄に厚生省に送附すること。

参考事項

1. 病院の職員、看護婦及び附添の給食、栄養士が担当し栄養的処理を行ふことを指導すニヒ。

模式工場

病院給食報帳式月報

食品名 及部類	販入量 及部類	入院定員			出院定員			合計	合計
		成動令定員	定期配給	其の他	成動令定員	定期配給	其の他		
穀類	大麦 小麦粉 米 雜穀								
堅果類	堅果 堅果類								
麵粉類	白麵 黑麵 全麥麵 其他麵類								
油脂類	沙拉油 奶油								
豆類	大豆 大豆製品 其他豆類								
魚介類	魚 魚類								
肉類	牛乳 牛乳製品 鮮肉 野味								
七種類	七種類 其の他の七種類								
海藻類	海藻類								
野菜類	野菜類 野菜類								
調味料	味噌 醤油 食鹽 其の他の調味料								
合計									

注意

1. 定員：各邊食數を3日7餐りとする。
2. 配給：流動配給、定期配給と定め、定期加配玉含む。
3. 特殊：物資、臨時特配物資、其の他の定期的特別配給を含む。
4. 其の他の購入、自來生産。
5. 合計：2・3・4を合計する。
6. 合計純消費量：5の合計量から不可食分を除む。
7. 一日一人当消費量：6の純消費量を定員で割り出すもの。
8. 標量及公量自重：荷重分析表を用いて3にて統一する。

第三回 標式

標式 2 号

各都道府県報告様式

都道府県名

1. 加配及心給食実施病院数

病院種別	病院数	一日平均的入院患者数	加配病院数	一日平均的入院患者数	給食病院数	給食病院数	一日平均的入院患者数	給食病院数	給食病院数
結核									
精神									
傳染									
一般									
計									

注：都道府県所在の病院数

加配病院数：加配のあき対応の病院数

給食病院数：加配病院中給食設備ありの病院数

入院患者数：入院患者延数（一日平均約170人）

2. 各種給食病院食糧表

病院種類	數	入院患者数	一日平均的入院患者数	給食患者数	常食患者数	軟食患者数	流動食患者数
結核							
精神							
傳染							
一般							
合計							

注 1. 報告された病院給食実績月報を作成する

2. 数：各病院の数

3. 一日平均入院患者数及び給食患者数：各種病院毎に平均して一日平均約170人

3. 各種給食病院栄養比較表

病院種類	熱量 Cal	蛋白質	脂 脂肪	糖 質	水	鹽	A, mg	B, mg	C, mg
結核									
精神									
傳染									
一般									
平均									

注 1. 報告された病院給食実績月報を基に作成する

2. 各病院給食実績月報は基に算定された各項营养素：算定百分比を有す

3. 其他の参考事項

統制試験物質の測定状況等

注記 1. 結核 精神 傳染及び一般病院並びに全病院毎に各統括平均せし病院給食実績月報
(様式 3号)を本表に附す。

新嘉坡月報
新嘉坡總會
新嘉坡總會
新嘉坡總會
新嘉坡總會
新嘉坡總會

注 計算式

1. 延人員：各延食歎と312割合たる各病院を合計する
2. 配給：統制配給、定期配給を含む
3. 特殊：物資臨時配給物資の地不定期に特別配給されたもの
4. 共同：自由購入、自家生産
5. 合計：2・3・4を合計したものの
6. 消費量：との合計値から不可食分を除いた量
7. 純消費量：の純消費量を延人員合計値で割ったもの
8. 熟度：厚白庫体積貯蔵量を用いて算出した

各病院の合計
と下記

様式 4号

病院給食用食糧等特配月報

年 月 日

都道府県知事

公衆衛生局長殿

品名	取扱店舗名	数量	單價	金額	熱量	蛋白質	脂肪	備考
計								

備考

裏面白紙

昭和二十三年二月二日

厚生次官

各都道府縣知事殿

病院給食指導実施に関する件

疾病の治療には、病状に適応した食事となることが必須の條件であるが、現在の食事攝取の状況は、質量ともに加療目的にむずかしく、病院における調理が主として入院患者毎に難然と一たん炊事に依存しているために不合理、不衛生に流れる現状に鑑み、今般別紙のとおり経済安定本部において大都市における入院患者に対する食糧の増配等に同様の措置を決定し、食糧燃料及給食施設整備に要する資材等、特別増配を実施すること、なつたので、この旨を達成するため左記要領により病院給食指導を実施し、以て病院における調理の合理、衛生化及び給食施設の改善整備を図ると共に、营养知識の普及徹底を期せり。

記

一 実施要領

(一) 対象

東京都(区制施行地域に限る)、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及福岡市所在の病院並びに全國の結核療養所又は結核病棟、精神病院、又は精神病棟及び癡瘍療養所とする。

(二) 実施期日

昭和二十三年三月一日から二月末実施する。

(三) 実施方法

各病院は入院患者の依託により配給物資の買入れを代行し、病院の責任に於て之を調理の上病状に適じた食事形態として患者に與えること、配給物資の取扱、調理の方法その他の給食運用にあたりは別冊「病院給食指針」を参考すること。

二 実施に伴う措置

1、病院給食を通常二月満に実施するもの、各都道府縣に病院給

食委員會を設けること。

二の委員會は、病院給食關係者及び医学識經驗者を以てし
し、病院給食に関する重要な事項の調査審議を行う。

2 飲食物質を確保し、その配分を適正にするため、各病院が積極的に
病院給食組合の如き組織して備する。指導すること。

3 給食施設を整備するため所要資材等を特配し、措置を講ずること。

4 病院給食の指導を徹底するとの指導員を配置し、予算の
定めの範囲内にありて國庫補助とする。

5 病院はなるべく栄養士を採用し、給食実施の適正を期すよ
う指導すること。

三 戰 告

- 1 病院日給食月報（別紙第一号様式）を翌月五日までに都道府
県知事に提出すること。
- 2 都道府縣知事は、給食月報總括表（別表第一号様式）を翌月
十九日までに都道府縣公衆保健局長に提出すること。

四 實施上の注意

- 1 調理は、栄養的かつ衛生的に行い、栄養障害又は中毒事件等
が発生しないよう充分注意すること。
- 2 調理場は特に防蠅、洗槽及び排水設備を整え、調理台、配膳
台、食器その他器具を清潔を保つこと。
- 3 物資の保管は嚴重にして、盜難、虫害等のことがないように注
意すること。
- 4 各病院は物資出納簿を備え、常にその出納を明確にしておく
こと。
- 5 都道府縣知事は、市に病院及び病院給食組合の事務を查
察し、物資の横流し、その他不正な行為がないように十分な指
導監督を行うこと。
- 6 病院給食に関する事務は、栄養士業務課にありて二科を主幹
し、指導の統一徹底すること。

衛發第三六三號

昭和二十九年十二月八日

自衛省公眾衛生局長
厚生省醫務局長

各都道府県知事宛

病院給食指導の強化徹底に関する件

今般施行される医療法及び同法施行規則の規定により
病院は一定の指定期間内に給食施設を整備する外患者收容定
員百人以上の病院には一人江戸川栄養士を置かなければならぬこと、アフた
ところこれは病院にあける給食及栄養的の衛生的に適切なうつめ
ようとするものであるから、この際採用各病院の給食方法及び給食施設
等の改善、改正満了つき実地巡回指導を行ふとともに給食担当者
者に対する栄養教育を実施し、セラギ病院給食指導の強
化徹底を期せらる。

「ほほ笑顔指導のため各病院の給食施設給食圖便帳簿を検
査させよや寧かある場合は醫國瘡の開発二十五條等二項に規定す
多該更貞の自分を示す証票を携せよう指図され

全國療院入院患者數

5月10日午後六時 - 24. 4. 20 -

府 県	病 院	患者數	病 院	患者數	病 院	患者數	病 院	患者數	一般		總計	病 院	患者數	
									女	小人				
北海道	15	3362	4	437	-	-	283	3427	3084	342	6453	306	10652	
青森	11	1086	1	107	1	685	20	726	636	91	1413	33	3211	
岩手	16	499	1	60	-	-	29	805	925	81	1611	45	2170	
宮城	13	1953	3	210	1	278	67	2704	1576	175	3502	84	5743	
秋田	24	876	1	97	-	-	17	800	221	80	1601	44	2554	
山形	13	912	1	114	-	-	21	741	668	74	1483	35	2307	
福島	16	629	2	123	-	-	37	746	672	75	1423	55	2245	
茨城	11	113	2	89	-	-	67	590	631	59	1180	80	2382	
栃木	6	716	5	224	-	-	11	405	364	41	810	22	1750	
群馬	9	695	1	926	1	945	32	382	345	38	965	43	3351	
埼玉	8	717	4	301	-	-	46	596	537	60	1193	58	2211	
千葉	25	2070	6	978	-	-	89	2166	1750	217	4333	120	7181	
東京	44	6293	23	2612	1	1118	225	5624	5107	567	11348	293	21971	
新潟	11	23	2406	5	673	-	-	88	1819	1637	182	3638	116	6777
福島	11	12	947	3	211	-	-	51	541	487	54	1082	66	2240
福島	9	447	1	97	-	-	15	236	213	24	473	25	1019	
福島	2	281	2	66	1	42	15	194	176	19	389	20	778	
福島	12	1244	3	176	-	-	64	735	662	74	1471	79	2871	
福島	10	954	1	164	-	-	38	408	368	41	817	47	1935	
福島	17	1221	3	252	2	242	52	277	277	28	1954	76	4371	
福島	12	1643	6	217	-	-	135	1451	1306	145	2902	153	4742	
福島	6	739	1	96	-	-	57	621	605	67	1343	64	2178	
福島	7	357	1	82	-	-	28	272	245	27	544	36	988	
福島	24	1588	7	436	1	676	90	1483	1336	148	2966	122	5180	
福島	14	2459	16	1033	7	-	153	2960	2665	296	5721	183	9413	
福島	18	1969	6	575	-	-	29	1366	1229	137	2932	123	5276	
福島	4	459	2	238	-	-	17	106	96	11	213	25	910	
福島	8	696	-	-	-	-	24	258	232	26	516	38	946	
福島	5	277	1	182	-	-	9	427	403	45	895	15	1354	
福島	7	723	2	47	-	-	14	475	427	48	950	25	1921	
福島	6	890	2	226	2	2169	54	185	207	19	571	64	9856	
福島	16	1612	5	244	-	-	22	1119	1067	112	2238	93	4094	
福島	10	943	1	104	-	-	57	677	609	68	1354	68	2401	
福島	4	524	3	181	-	-	21	211	191	21	423	38	1088	
福島	2	293	2	120	1	626	34	412	382	41	835	39	1874	
福島	5	122	1	118	-	-	5	692	623	67	1384	11	2185	
福島	6	250	2	116	-	-	40	416	374	42	832	48	1222	
福島	22	2175	1	233	1	241	309	319	2862	318	6359	333	9808	
福島	6	925	2	72	-	-	4	717	645	72	1434	19	3645	
福島	5	947	3	106	2	1048	66	1080	1080	121	2411	72	3323	
福島	9	431	3	66	-	-	28	295	215	25	1498	76	3625	
福島	3	226	1	30	-	-	5	614	324	41	1570	40	2092	
福島	9	217	2	171	2	819	34	629	566	527	9	1125	9	2919
福島	534	54721	150	11321	16	9029	2773	46641	46641	46641	46641	46641	46641	349317

國庫負担地方職員及び國庫補助地方職員
の人員整理特例方について

(公衆衛生局環境衛生課)

標記の職員に該当する職種は左記の通りであるが
別紙の事由によつて人員整理特例方御取計うわ
れたい。

記

- 一、鼠族昆虫駆除実施職員

- 二、環境衛生監視員

生 省

別紙

人員整理特例方事由

(1) 鼠族昆虫駆除事業の概要

本事業は昭和二十年九月二十二日附連合國最高司令部の指令に基いて傳染病予防法に準じて
過去三ヶ月未実施してきた事業で、本目的
は單に昆虫類が傳染病を媒介する経路を絶
つて傳染病の予防を図るばかりでなく併せて國
民の文化的で健康な生活環境を作るのである。
この事業は地方衛生部の予算の大半を占め
極めて重要且つ大事業である。

(2) 鼠族昆虫駆除実施職員

本職員は昭和二十一年五月四日附連合國最高司令部の指令に基いて都道府縣庁に設置し、その都道府縣内に於ける鼠族昆虫駆除に從事する人事及諸活動の組織、教育、活動監督及協調の責に任するもので、全國に二級技術吏員三十人と技術雇員四六人を特置し、一府縣完二級技術吏員一人及技術雇員一人又は技術雇員一人で、二九以上削減されると本事業に支障をきたすのである。

この職員は從來は全額國庫補助職員であつたが、昭和二十一年度より二分の一國庫補助職員になつた。本末なら各都道府縣に二級一人、三級一人、雇員二人は必要とする所で現在定員は三十人にての最低

厚生省

線を推持してゐるに過ぎないのである。

(3) 環境衛生監視員

本職員は保健所に配置し鼠族昆虫駆除の指導監督を行うのみならず

(1) 旅館業法

(2) 理容師法

(3) 公衆浴場法

(4) 興業場法

(5) ハマ虫処理等に関する法律

(6) 基地埋茅等に関する法律

の施行に關し現場において業態上の不衛生の取締を行ふ職員で從來衛生取締が警察署にあつた

当時衛生係警察官の行つてゐた事務を行ふ
もので實質から換言すれば衛生警察官と稱すべ
きものでなく、且つ現在にちいても尚極めて不足で
増員を必要とし、現在の二倍の定員を予定して
いるものである。

厚 生 省

聯合國最高司令部

一九四六年五月四日附

綴込番号 七三五(一九四六、五、四)PH

覺書 日本帝國政府宛

主題 昆虫及鼠族の駆除を担当する官吏の任命に

関する件

一、昭和三〇年九月二二日附「公衆衛生対策に関する件」覚書を参照すること。

一、日本政府は各都道府縣衛生課内に昆虫鼠族の駆除管理を常時担当すべき官吏を任命すべし。上記官吏は都道府縣内に於ける昆虫鼠族駆除に從事する人事及諸活動一切の組織、教育、活動監督及協調の責に任すべきものとする。

一、郡市町に於ける下部單位(班)の數及組織は本年四月

厚生省

二五日より二七日に到る間京都に於て催されたる講習会にて大要を示されたるものと各都道府縣地方條件、全般と考慮して編成せらるべきものとする。各都道府縣の昆虫鼠族駆除担当官は各都道府縣衛生課長及地方軍政中隊公衆衛生担当官と協議の上、各都道府縣の計画案を作成し、厚生省に提出すること。

一、厚生省は都道府縣昆虫鼠族担当官に対し、必要と考へる活動状況及資材消費状況に関する定期的報告を徵すること。

日本政府は最高司令部GHQに本覚書に應じて取引たる措置に関する報告を作成し五月十五日迄に提出すべし。

高級副官 B.M. フィット准將代

A.J. Deke.

聯合國最高司令部指令

昭和二十一年九月二十二日

(SCAPIN 一四八)

公衆衛生対策に関する件

聯合國最高司令官は日本政府に対し左の處置をとることを指令す。

一、厚生省は直ちに左の事項を調査すべし

(一) 各縣に於ける疾疫蔓延状況

(二) 各縣に於ける醫師、歯科醫師、獸医師及公衆衛

生關係者の數

(三) 各府縣に於ける病院施設、醫療施設、獸醫關係

施設及衛生施設の個々に關しその適不適の

状況

(四) 従来の日本の公衆衛生關係法規が現在の要

求を満すに適當なり否やの状況

二、直ちに左の處置を採るべし

(一) 各縣毎の傳染病の週報

(二) 傳染病患者及疑似患者の検診、隔離、入院

(三) 一般民衆の健康に對し著しく影響を有する

と思惟せらるる疾病に関する豫防注射、昆虫

駆除及撲滅策

三、上水道、下水道及汚物處理施設を軍以外の資材及勞力を使用して出来得る限り早急に復舊すべし

四、軍以外の病院、結核療養所、癩療養所及診療所を出来得る限り早急に再開し又は繼續すべし、病院施設不足ならば應急病院として利用しえべき學校其の他の建築物を調査すべし

五、軍以外及軍の總ての醫療資材、歯科醫療資材、獸醫資材、衛生資材及軍の食糧は聯合軍最高司令官の占領管理方式に従つて從來の日本の機関を通じて配給さるべし

六、米海軍と協力し海港検疫をなすべし。海港検疫は日本軍以外の管理に依り設置せらるべし

七、公衆衛生關係臨床診斷關係及血清、ワクチン、製造關係の軍以外研究所の業務を再開し又は繼續すべし

八、聯合國最高司令官に依つて樹立せらるた方針に従い衛生統計の報告及び解説を速に企すべし。

九、日本國民の花柳病撲滅に特に努力すべし。事業は既存の日本機関に依り企さるべし。

食品工場施行監視の經費

飲食起居、往來、旅費、衛生、防止等の三經費を定めた。

(食品衛生課)

支拂金
及支拂金
人員、旅費
被費、補助
人員、費用
地主、費用
被費、補助
人員、費用

14 極度負担金
及支拂金
食事費、旅費
被費、補助金

給付費
事務費

六、九三五、七〇〇
六、九三八、七〇〇
一、二九八、七〇〇

内款別紙

厚生省

食品衛生監視事務職員費、貿担金内訳

乙 分
職員俸給

員数 單價 金額

行政監理二年四月一日
新規監理四月二日

旅費
旅費

員数 單價 金額

行政監理二年四月一日
新規監理四月二日

走額旅費
旅費

員数 單價 金額

行政監理二年四月一日
新規監理四月二日

善通
旅費

員数 單價 金額

行政監理二年四月一日
新規監理四月二日

計
旅費

員数 單價 金額

行政監理二年四月一日
新規監理四月二日

石士貢組

員数 單價 金額

行政監理二年四月一日
新規監理四月二日

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

予算措置の説明

一 貿和二十四年九月初予算に於て、食呑衛生監視員の宣教は、貿和二十三年度廻り一ヶ月に名詔められ、又が、宣額旅費と除く俸給及び旅費を標準軍餉よりこれを一五%を事務的に落これにもつて、この措置は食呑衛生監視員としての特殊の事情を何等考慮してい不遺憾である。

二、往事は、別途理田書のように從来警寧にて取扱ふ事業務の衛生部局之移管二ヶ月の主要部分であり、その往事の重要性に鑑み、今回^{職員}、河東外とこれに他の保健所職員と同様に考慮、二ヶ月ベキであるが、これが予算指量として、当初予算に落され、一五%の軍餉減と標準軍餉^改可よう予算の追加、又は予備金へ支えとな

厚

生

省

三九二二

栄養改善指專に必要な経費

栄養に関する知識を普及徹底すると共に適切な指導等を行ふ國民の食生活を改善するに於ける経費が必要である。

教導項目

節

分

教導單価

元年

備考

地方財政費
地方公共団体
職員賃
地方公用金
地方公債金
地方公債金
地方公債金

4.補助費及交付金
5.報酬金
6.旅費

給手費

二〇四三〇〇

内訳別紙参考

六八三〇〇

四〇〇

厚生省

栄養改善指導事務賃費百四金内次

2. 分

教導單価

金額

備考

营养指導大書類
营养指導小書類

3. 賃員賃
3級

賃

九

四六

立五錢

三

旅費
旅費

賃

五五

三六〇

一九八〇〇

4. 通
計

賃

五五

五一〇

二八二〇〇

5. 右の上
右の上

斗	度官 度光 馬場	都城長小福石宮御東千瓊杵御花高山御宇岩青 田原野開川山御京青玉馬木松鳥形田城子青	都城府 北海道 三級	第 卷 事務 職員 配選表
九			一	
四			一	
六	一一	+	一一	
五				
五	一一	+	一一	
二	一	一	一	
一	一	一	一	
省				

一、栄養調査に必要な経費

玉、民身体状況及攝取栄養量を調査し

王、民栄養の実態を正確に把握するためこの経

費が必要である

被験項目	月節	已分	貢数	軍価	備考
保健工生費					
公衆衛生費					
公衆衛生調査					
旅費					
旅費					
疗費					
疗費					
計					
右上貢組					

栄養調査指導職員賃貢組金内訳

厚 生 省

已分 貢数	軍価	金額	備考
給料			
旅費			
疗費			
計			
右上貢組			

$$\text{軍価算出内訳} \\ 70150 \times 0.85 = 60,577.5 \\ 60,577.5 \times 0.85 = 51,600$$

病院給食実施に必要なる経費

全國、結核、癆、精神病院と七大阪市一般病院に於て実施
エテナリ、二九三全国一般病院に於て、極大一人院患者の束餐改
善を因るたり、二の經費が必要である。

善を因るたり、二の經費が必要である。

部款項

日 項

正 分

員 数

昭和二十四年度

備 考

保健衛生費
公衆衛生費
及指導導費

運動員組合

交付金

病院給食補助

四三九、〇四二

内次
割賦り通り

病院給食指導員費補助内訳

三 分 額

備 考

給 料

正 分

員 数

全 額

厚 生 省

三〇

六五、多々、

九一八、〇八五

員数算出内訳

(換算)

四五九、〇四二

一、鼠族昆虫駆除の施設必要経費

傳染病天然防止の方法として鼠族昆虫の駆除は最も
肝要にして之が事業、強化を図つたための經費が
要である。

要である。

部款項	目	節	区	分	員數	單價	備	考
地方財政費								
警察官俸								
地方公務團體								
賃金								
14.補助金								
交付金								
手取土								
手取金								
合興費								
事務費								
職員俸								
雇用金								
厚生省								
九、及四、〇〇リ								
二、四五一、〇〇リ								
二、一大四、〇〇リ								
二、八七、〇〇リ								
内試別紙二ノ通								

(一) 環境衛生監視事務職員負責租金內訛

備考

厚生卷

(二) 鼠族昆虫駆除實施職員費負担金

卷之三

環境衛生監視事務職員既置表

厚生省

合計

鹿児島崎

三二一
五十五

一大口

		山廣岡島鳥和奈兵大京滋三隻										崎群柳茨福山秋宮岩青北都道府縣										
		歌										北海										
		口島山根取山良庫阪都賀重知										玉馬木城鳥形田城手森道										
		一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計		鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	變	香	德	靜	岐	長	山	福	石	富	新	東	千
		兒																		神	奈	川
		島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	厚	岡	阜	野	梨	井	川	山	鳩	葉
		二	口	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
四六		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		生										省										